



# 酒類容器等の3R



酒類製造業者



酒類流通業者  
(販売店)



消費者

▶ 3Rの意味・必要性

▶ 容器包装リサイクル法の概要

▶ リサイクルの流れ

▶ 3Rの取組事例

▶ 周知用参考資料 (リターナブルびん等の周知にご利用ください。)

▶ 資源有効利用促進法の概要

▶ 食品リサイクル法の概要

## ●3R(スリーアール)とは？

物質の循環を実現し、資源の消費や環境への負荷を少なくする社会を「循環型社会」と呼びます。循環型社会の実現のために必要な取り組みがリデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)。リデュースは「廃棄物の発生抑制」、リユースは「再使用」、リサイクルは「再生利用」を意味します。これらの頭文字をとって「3R(スリーアール)」と呼ばれています。循環型社会形成推進基本法において、この順序が優先順位とされています。



### リデュース 【Reduce】

できるだけごみを出さない

- ・買い物袋やマイバッグを持つ
- ・過剰包装を断る
- ・簡易包装商品を選ぶ



### リサイクル 【Recycle】

ごみを資源として再利用する

- ・ごみを正しく分別して出す
- ・再資源化に努める

### リユース 【Reuse】

くり返し使う

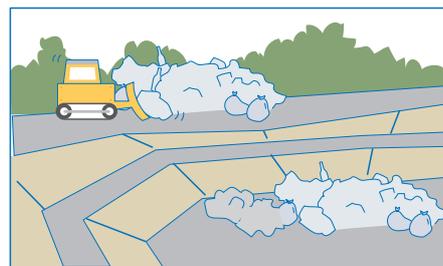
- ・使えるものは何回も使う
- ・別の使い方を考える

たとえば…

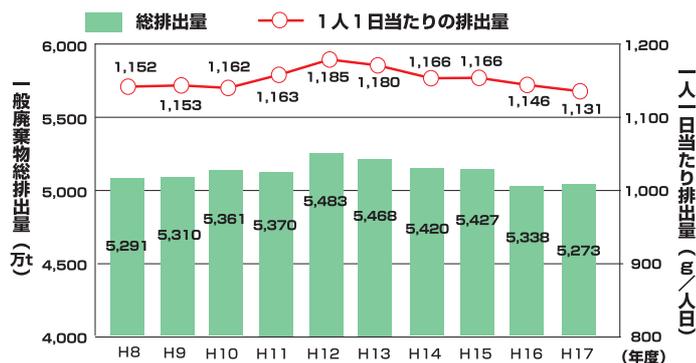


## ●循環型社会形成の必要性

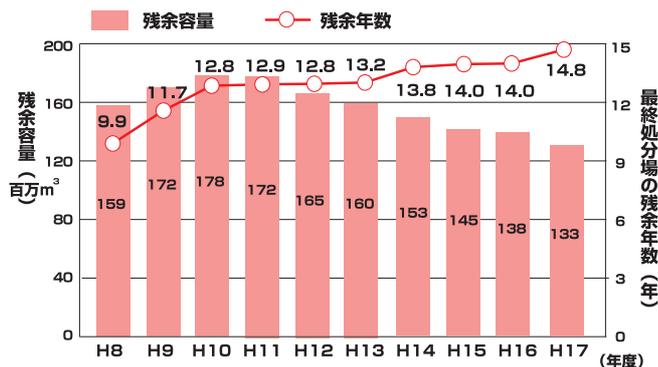
循環型社会を形成するためには、ごみそのものの発生を抑えたり、ごみとして捨てていたものを再使用・再生利用して、処分するごみの量をできるだけ少なくする工夫が必要となります。現在、家庭から出される一般廃棄物の排出量は横ばいの傾向にあります(左下グラフ参照)。また、一般廃棄物最終処分場の残余容量は年々減少しており、残余年数は、ここ数年は、13~14年前後で推移しています(右下グラフ参照)。



■一般廃棄物の総排出量と1人1日当たりの排出量



■一般廃棄物最終処分場の残余容量と残余年数



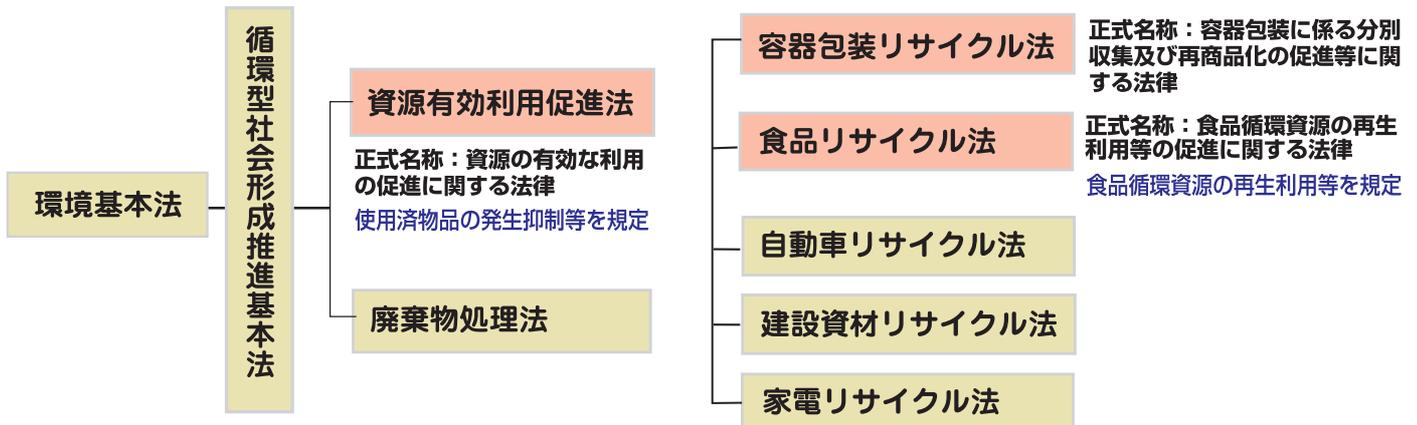
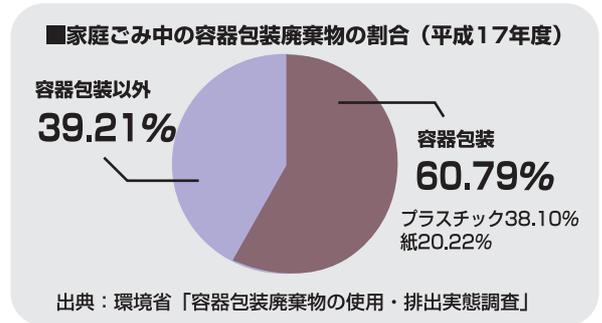
出典：環境省「一般廃棄物の排出及び処理状況等(平成17年実績)」

## ●家庭ごみの約60%は「容器包装」

一般家庭から排出される廃棄物の約60%を占める容器包装については、その減量と資源の有効活用を図るために容器包装リサイクル法<sup>※</sup>が制定されています。

このほかにも、循環型社会の形成に向けて各種法令が設けられています。

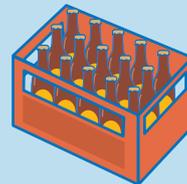
<sup>※</sup>正式名称：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律



## ●容器包装に対する酒類業界の主な取組

### 空きびんの回収・再使用システムの構築

酒類業界では、昔から空きびんの回収・再使用システムを構築してきました。近年の環境保護の意識の高まりから注目されています。



### びんの規格統一や軽量化

規格統一することで事業者の共同利用を図り、軽量化することで輸送にかかるコストや環境負荷の低減を図ってきました。

（「Rマーク」は、日本ガラスびん協会が認定する規格統一びんのマークです。）



分別回収のためのマークについて、法律上1ヶ所以上の表示義務のところ酒類の缶には2ヶ所に表示

（資源有効利用促進法の表示義務。表示方法は業界ルールに委ねられています。）

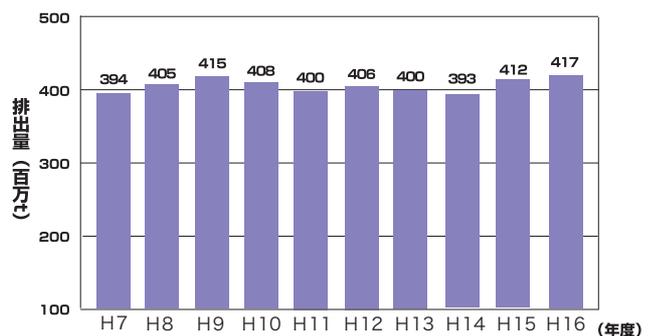


## ●国税庁の主な取組

毎年10月の3R推進月間において、国税庁では関係省庁とともに幅広い周知・啓発に努めています。

- ホームページを活用した周知・啓発
- 電子的な広報媒体の作成・提供
- 3R表彰事業への後援

### ■参考：産業廃棄物の総排出量



出典：環境省「産業廃棄物の排出及び処理状況等（平成16年度実績）」

# 容器包装リサイクル法の概要

正式名称：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

酒類容器等の3R  
国税庁酒税課

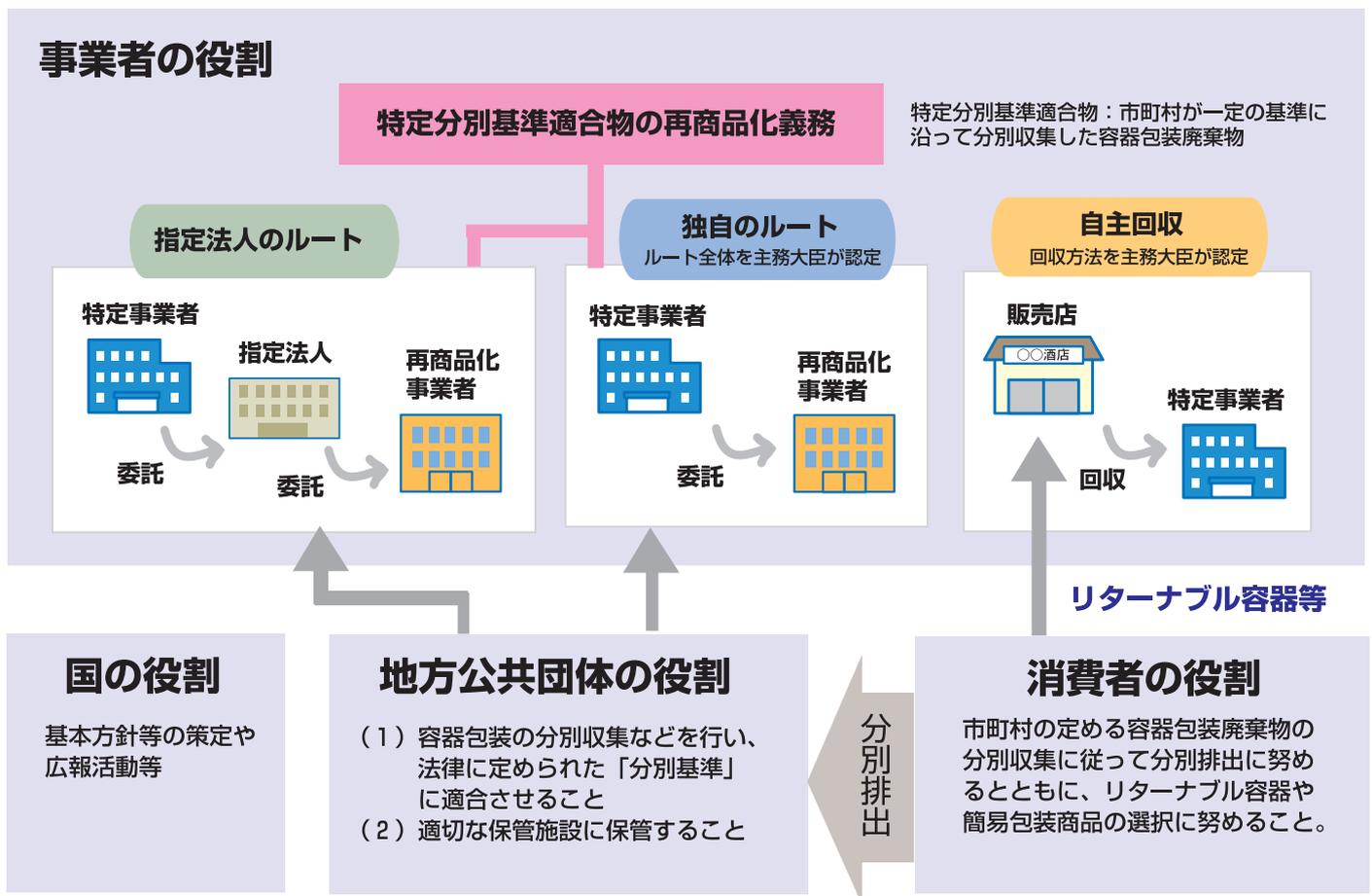
## ●法律の目的

一般廃棄物最終処分場のひっ迫に対して、一般廃棄物の減量及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的としています。

## ●法律の概要

容器包装廃棄物の分別収集及びこれにより得られた物の再商品化の促進に関する事項が規定されています。酒類業者が特定事業者（※）に該当する場合は、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装及び紙製容器包装（アルミ不使用の飲料用紙パック及び段ボール製容器包装を除く）の使用量・製造量に応じて再商品化（リサイクル）が義務付けられています。

## ●容器包装リサイクル法の概要図



### ※特定事業者とは…

容器包装リサイクル法では、再商品化の義務を負う事業者を「特定事業者」といい、次の3つの類型に分けられます。

特定事業者の類型	意義
特定容器利用事業者	販売する商品を、特定容器に入れて販売する事業者
特定容器製造等事業者	特定容器の製造等を行う事業者
特定包装利用事業者	販売する商品を、特定包装で包んで販売する事業者

上記はいずれも輸入業者を含むこととされており、また、他の者に委託した者も含むこととされています。

特定事業者に該当するか否かは「再商品化義務の有無の判定方法」をご覧ください。

# 容器包装リサイクル法の概要

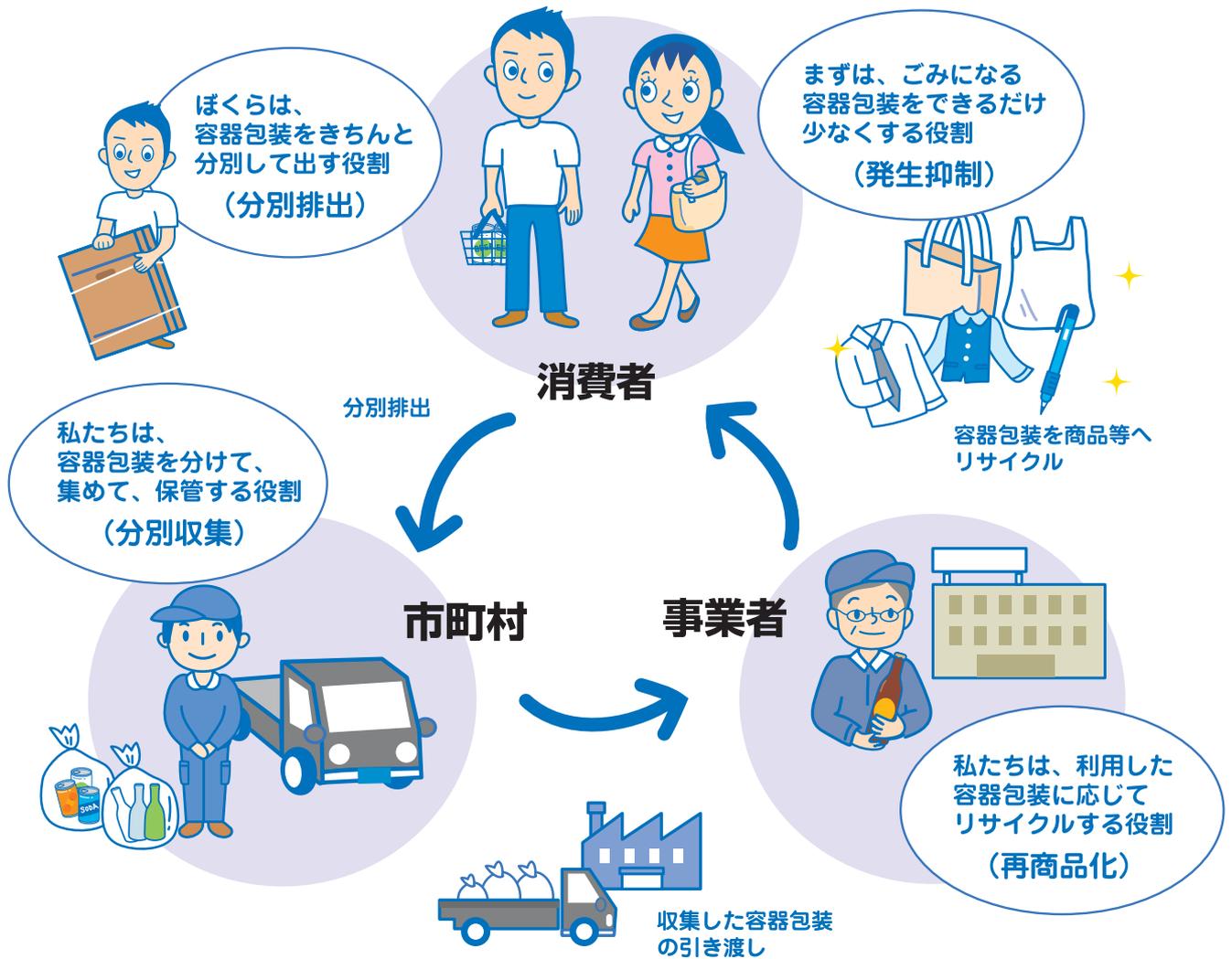
正式名称：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

酒類容器等の3R

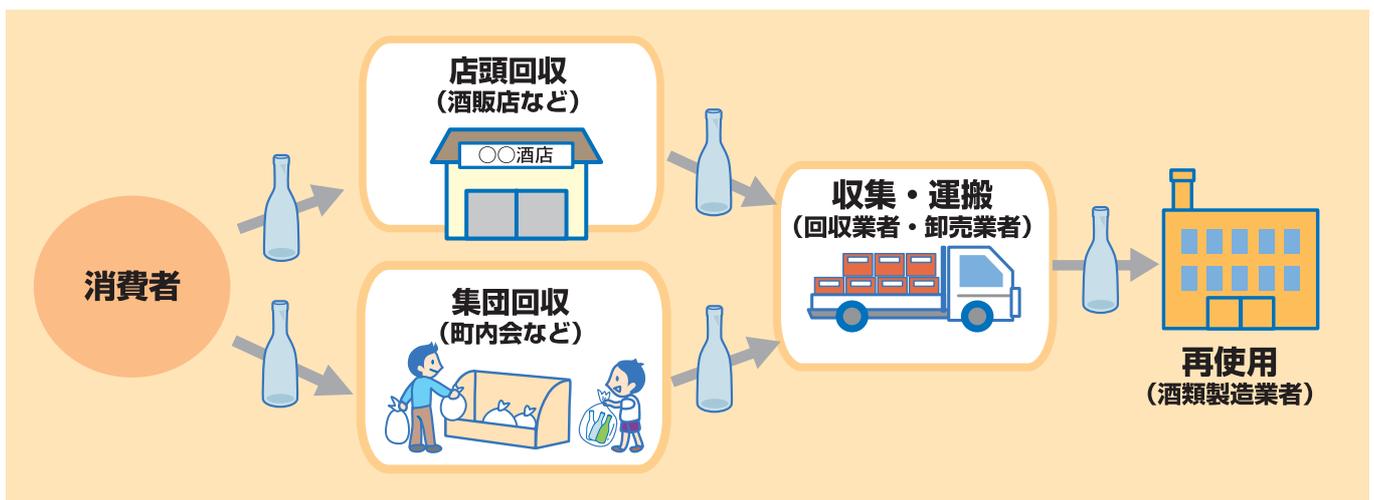
国税庁酒税課

## ●容器包装リサイクル法のしくみ

容器包装廃棄物を、消費者は発生抑制と共に分別排出し、それを市町村が分別収集し、そして事業者が再商品化（リサイクル）することで廃棄物の減量化と資源の有効利用を図ります。それぞれが役割を分担し、積極的に取り組むことで、効率的なリサイクルシステムが実現します。



## 酒類業界のリターナブルびんの回収の仕組み (例)



# 容器包装リサイクル法の概要

正式名称：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

酒類容器等の3R  
国税庁酒税課

## ●再商品化義務の有無の判定方法（酒類業者用）

特定事業者には、容器包装リサイクル法において、その事業で用いる容器包装について再商品化（リサイクル）することが義務付けられています。再商品化の義務がない場合でも事業者として3Rに取り組むことが求められていますので、引き続き3Rに取り組みましょう。

Q 1

次のいずれかを行っていますか？

- 酒類を容器に詰めて販売している。
- 酒類の容器を製造している。
- 酒類を包装で包んで販売している。
- 酒類を輸入販売している。

いいえ

はい

Q 2

主たる事業（売上が最も大きな事業）は次のどちらですか？

(A) 製造業等

(B) 卸売業、小売業、サービス業等

(A)

(B)

Q 3

(A) 従業員21人以上、  
または総売上高2億4,000万円超ですか？

(B) 従業員6人以上、  
または総売上高7,000万円超ですか？

いいえ

はい

Q 4

利用又は製造する容器・包装の素材は次のいずれかに該当しますか？

- ガラス製
- PET製
- 紙製（段ボール、アルミ不使用の飲料用紙パックを除く）
- プラスチック製
- これらを利用した複合素材

いいえ

はい

Q 5

提供している商品、サービスで、最終的に家庭で消費されるものはありますか？

いいえ

はい

「いいえ」の場合でも、記帳の義務はあります。

Q 6

容器・包装は、次のいずれかに利用されているものですか？

- 商品
- 容器の付属品
- 小売販売時

いいえ

はい

Q 7

利用又は製造する容器・包装は、中身と分離した時に捨てられるものですか？

いいえ

はい

Q 8

容器・包装の利用又は製造について、「委託・受託」の関係はありますか？

いいえ

はい

Q 9

上記の「委託・受託」の関係において、容器・包装の素材や構造を実質的に決めていませんか？

いいえ

はい

**再商品化の義務があります（特定事業者該当します。）。**

（再商品化義務の対象は、Q 4 に該当する容器・包装です。）

再商品化の義務はありません（特定事業者該当しません。）。

## ●容器包装とは？

容器包装リサイクル法では、「商品の容器及び包装（商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む。）であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるもの」が容器包装であるとされており、次のようなものが対象とされています。

ガラスびん以外には分別のためのマークが付いているので、マークを確認のうえ、正しく分別するように心掛けてください。

※分別のルールは市町村ごとに異なっていますのでご注意ください。



## ●容器包装リサイクル法の対象となる容器包装

### ガラスびん

ガラスびんには、繰り返し使用できる「リターナブルびん」とそれ以外の「ワンウェイびん」があります。



### リターナブルびん

ビールびんや一升瓶、規格統一びんなどのリターナブルびんは、使用后、回収・洗浄されて繰り返し使用することができるため、地球にやさしく、環境負荷が少ないものと言われています。



（「Rマーク」は、日本ガラスびん協会が認定する規格統一びんのマークです。）

### ペットボトル

識別表示マーク



PET



（キャップ、ラベルは）  
除く。

### プラスチック製の容器包装

識別表示マーク



（ペットボトルのキャップ、  
ラベルを含む。）



### 紙製容器包装

識別表示マーク



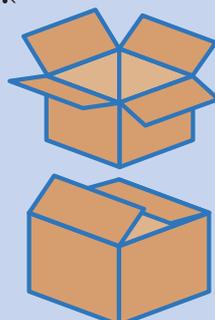
### スチール缶、アルミ缶※

識別表示マーク



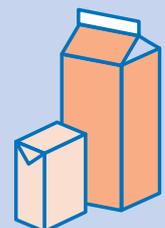
### 段ボール※

自主表示マーク



### 飲料用紙パック※ （アルミ不使用）

自主表示マーク



※スチール缶、アルミ缶、段ボール、飲料用紙パック（アルミ不使用）は市町村が分別収集した段階で有価物となるため、再商品化義務の対象とはされていません。

## ガラスびん (リターナブルびん)

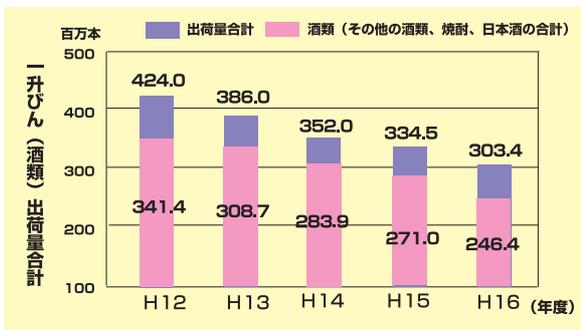


一升  
びん

ビール  
びん

規格統一  
びん

### ■一升びんの出荷状況の推移



出典：ガラスびんリサイクル協議会 (1.8L再利用事業者協議会調べ)  
[http://www.glass-recycle-as.gr.jp/data/pdf/data\\_07.pdf](http://www.glass-recycle-as.gr.jp/data/pdf/data_07.pdf)

リターナブルびんとは、繰り返し使用されるびんのことです。リターナブルびんの中には、近年、他の容器の使用に押され、使用が減っているものがあります。しかし、環境負荷が少ないことから、普及拡大することが期待されてます。

リターナブルびんは、使用后、酒販店等への返却や集団回収などを通じて、回収・洗浄され、繰り返し再使用(リユース)されます。

### リサイクルの流れ (例)



家庭

軽く洗う

汚れが  
落ちないもの

酒販店等へ返却する

集団回収

町内会など

酒類製造業者

洗浄・殺菌

再使用



(「Rマーク」は、日本ガラスびん協会が認定する規格統一びんのマークです。)

リターナブルびんには、次のようなものがあります。

●規格統一びん

（日本酒造組合中央会が導入しているもの）



●焼酎びん

（焼酎で利用されてしているもの）



●一升びん



●ビールびん



ほかに、  
334mlと633mlがあります。

※日本ガラスびん協会が認定する規格統一びんとして、  
Rマークが付されています。



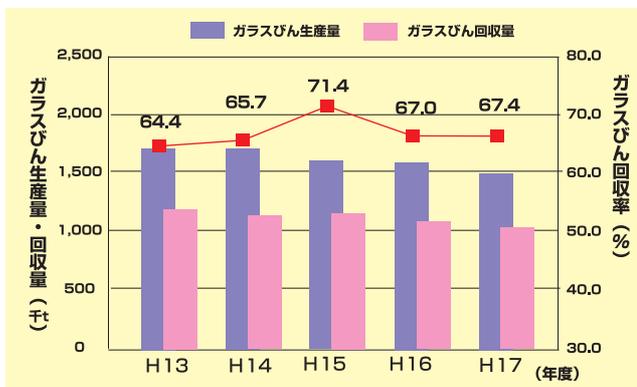
## ガラスびん (ワンウェイびん)



ワンウェイびんとは、繰り返し使用することを前提とされていないびんのことです。

回収されたガラスびんは、ガラスびんや断熱材、建築・土木材料等に再生利用（リサイクル）されます。

■ガラスびんの生産と回収の状況

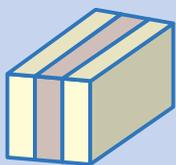


出典：ガラスびん生産量：経済産業省「窯業・建材統計」  
ガラスびん回収量：ガラスびんリサイクル促進協議会  
<http://www.glass-recycle-as.gr.jp>

### リサイクルの流れ（例）



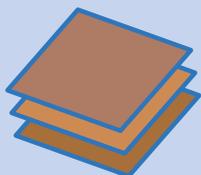
こんなものに  
生まれ変わります！



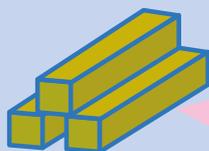
断熱材



ガラスびん



建築・土木材料など



## ペットボトル (PETボトル)



※キャップ・ラベルはプラスチック製です。

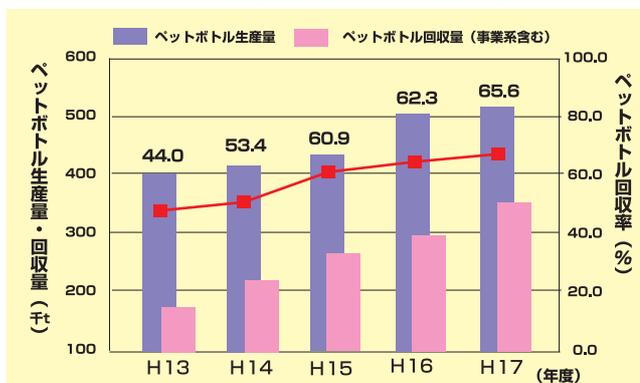
ペットボトル（PETボトル）は、近年の清涼飲料水用PETボトルの需要の増加により生産量は増えています。市町村の分別回収以外に販売店による自主回収も行われており、回収率も向上しています。

回収されたペットボトルは、衣類などの繊維、プラスチック製品等に再生使用（リサイクル）されます。

### リサイクルの流れ（例）

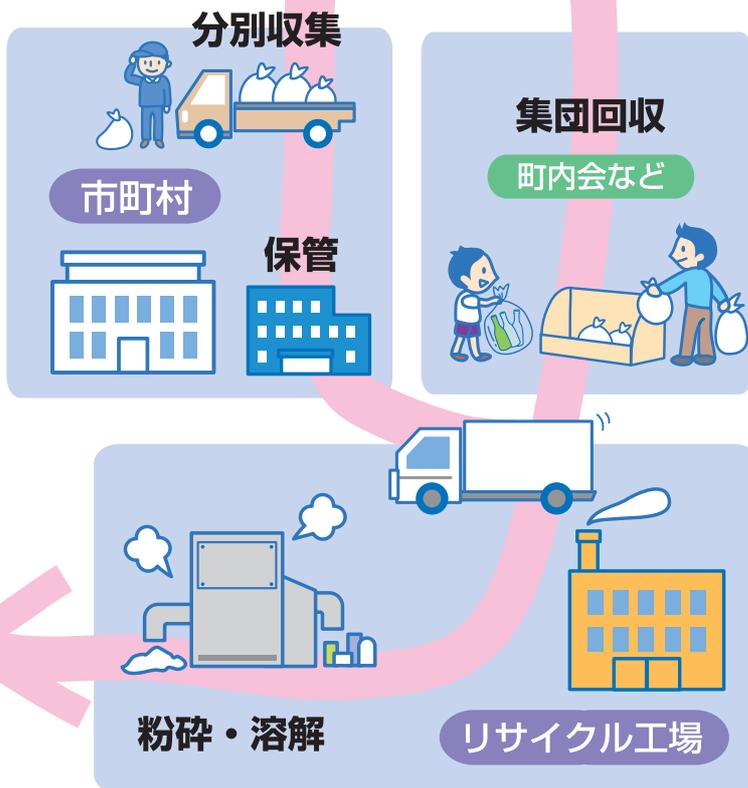


### ■ペットボトルの生産量と分別収集量の推移



出典：環境省廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室  
「平成17年度容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について」平成18年12月14日  
[http://www.env.go.jp/recycle/yoki/jiseki\\_h17/main.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/yoki/jiseki_h17/main.pdf)

こんなものに  
生まれ変わります！

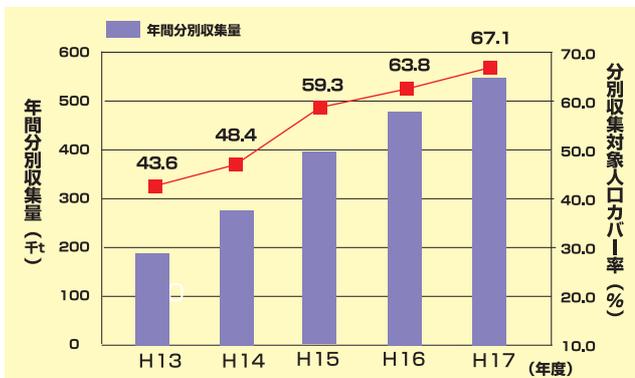


## プラスチック製 容器包装



※ペットボトルのキャップ、ラベルはプラスチック製です。

### ■プラスチック製容器包装の分別収集量とカバー率

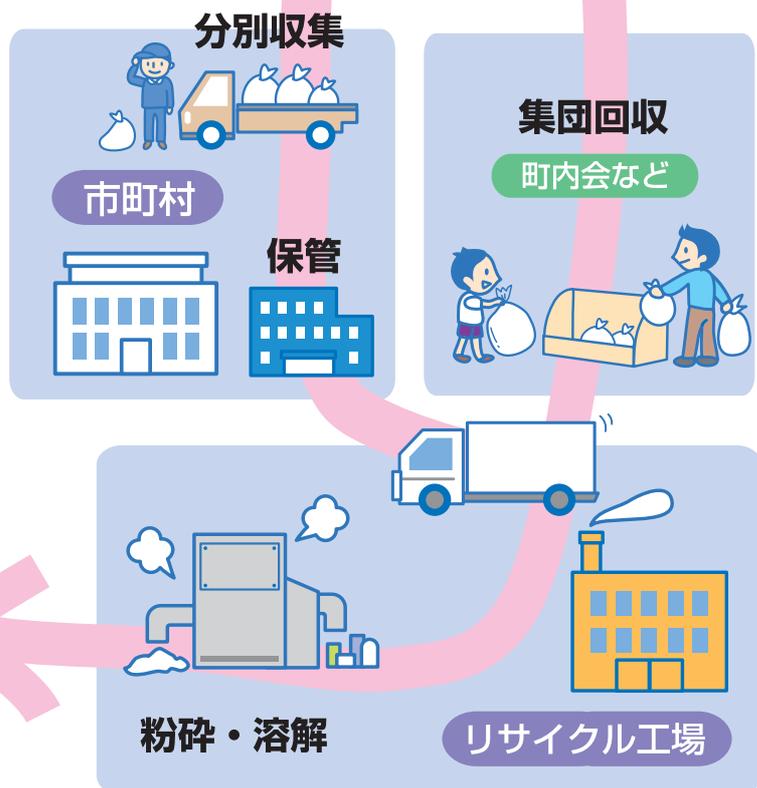


出典：環境省「平成17年度容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について」[http://www.env.go.jp/press/file\\_view.php?serial=8881&hou\\_id=7818pwmi.or.jp](http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=8881&hou_id=7818pwmi.or.jp)

プラスチック製容器包装の分別収集量は、分別収集対象人口が増加していることもあり、増加傾向にあります。

回収されたプラスチック製の容器包装は、日用品や化学製品の原料などに再生利用（リサイクル）されます。

### リサイクルの流れ（例）



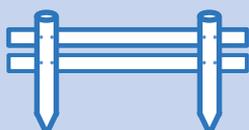
### こんなものに 生まれ変わります！



ごみ袋や再生トレイ  
などの日用品



工場で使われる  
化学製品の原料



公園の  
ベンチや柵



# リサイクルの流れ（紙製の容器包装※）

酒類容器等のリサイクル  
国税庁酒税課

※ここでの「紙製の容器包装」とは、「リサイクルの流れ（容器包装の分類）」ページの「紙製容器包装」と「飲料用紙パック」のことです。

## 紙製の 容器包装



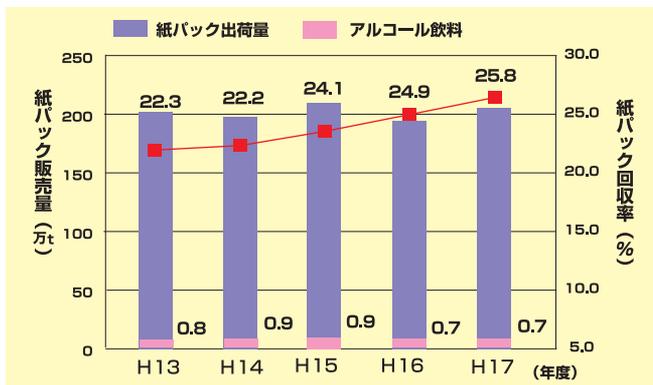
回収された紙製の容器包装は、段ボール、トイレトペーパー、卵の紙パックなどに再生利用（リサイクル）されます。

なお、酒類業界で使用されている紙パックには、アルミ使用のものと不使用のものがあり、それぞれ分別して排出することとされていますので、ご注意ください（詳しくは市町村のルールをご確認ください）。

### リサイクルの流れ（例）

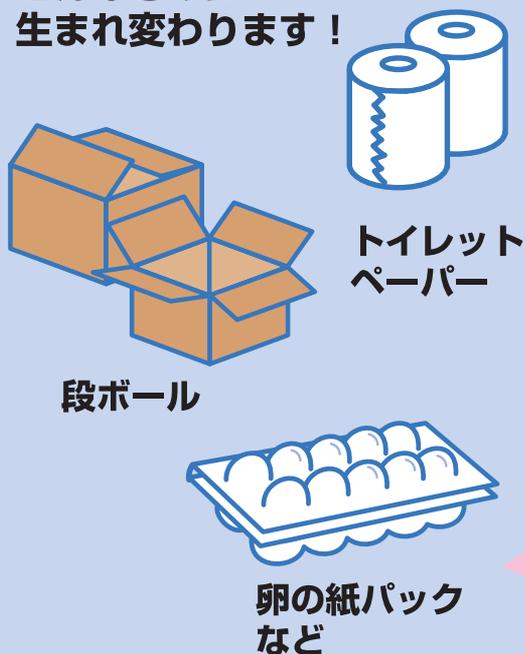


■紙パック（アルミ不使用）の販売量と回収率



出典：全国牛乳容器環境協議会「飲料用紙（紙パック）リサイクルの現状と動向に関する基本調査（2005年度リサイクルの実態）」  
<http://www.yokankyo.jp/change/images/200612.pdf>

こんなものに  
生まれ変わります！



## スチール缶 ・アルミ缶



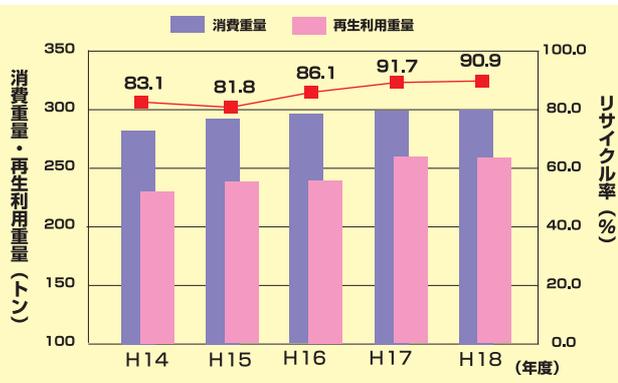
スチール缶もアルミ缶も、分別収集が普及していることや回収した缶の受け皿が整備されていることなどから、高いリサイクル率が達成されています。

回収された缶は、再び缶等に再生利用（リサイクル）されます。酒類業界では主にアルミ缶が使用されています。

### リサイクルの流れ（例）

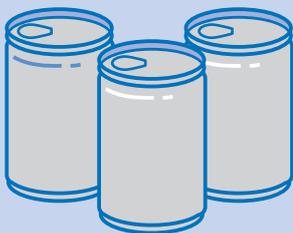


■アルミ缶リサイクル率の推移



出典：アルミ缶リサイクル協会 <http://www.alumi-can.or.jp/data/2006.pdf>

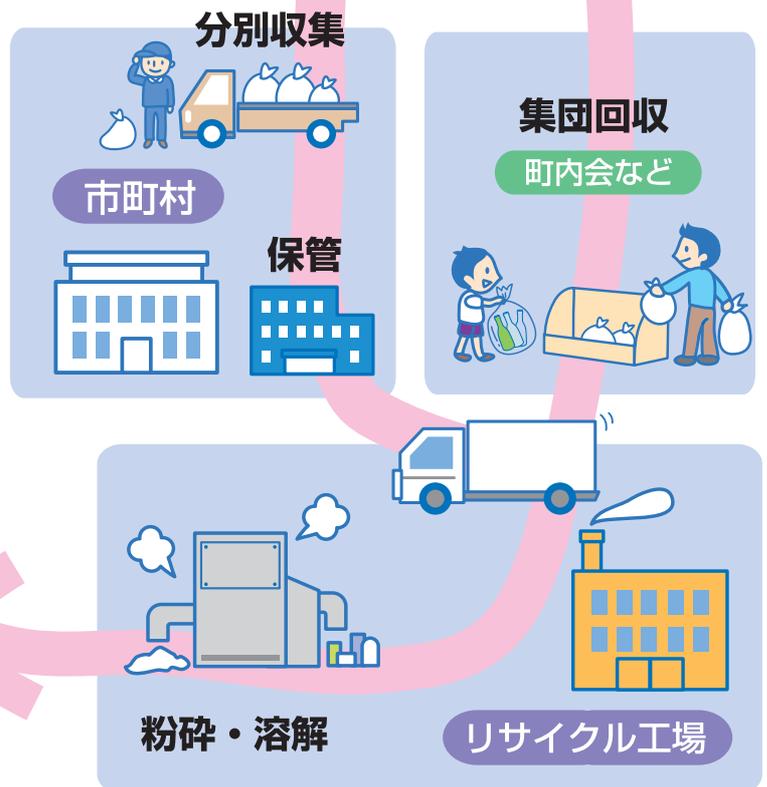
こんなものに  
生まれ変わります！



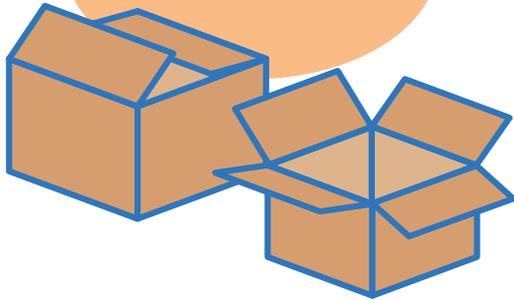
ビール、清涼飲料などの缶



自動車部品・建築資材など

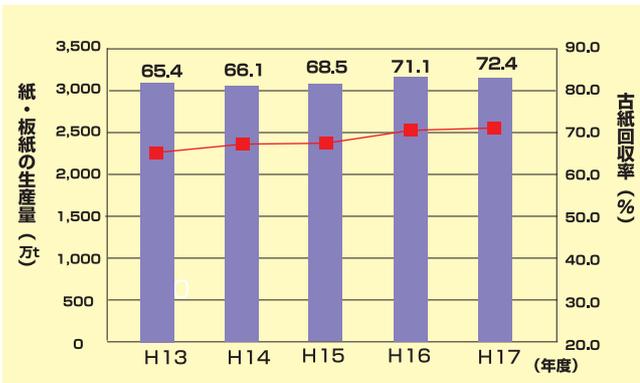


## 段ボール



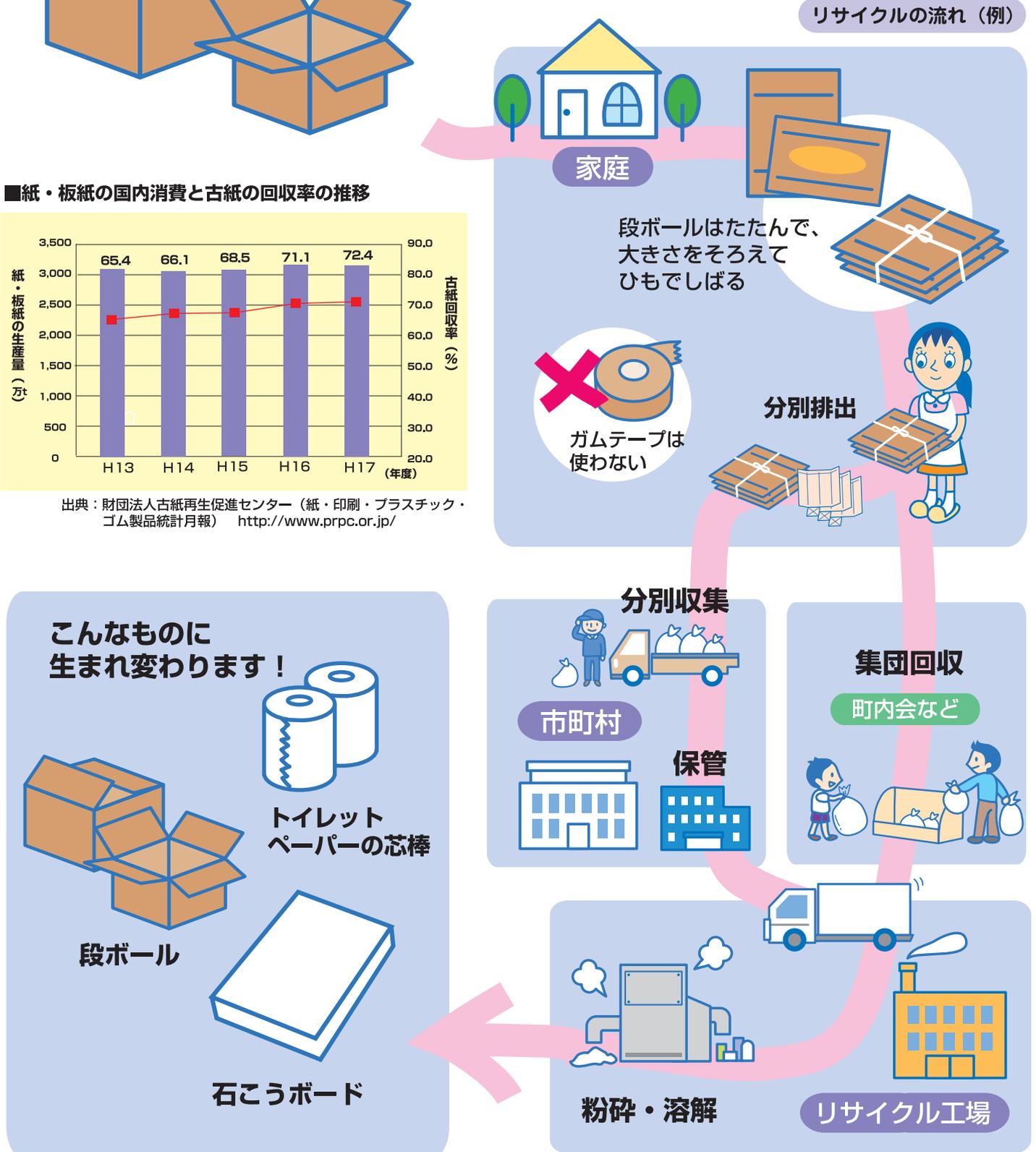
段ボールを含めた紙・板紙の回収率は、70%を越えています。回収された段ボールは、段ボール、トイレットペーパー、工場で使われる燃料、卵の紙パックなどに再生利用（リサイクル）されます。

■紙・板紙の国内消費と古紙の回収率の推移



出典：財団法人古紙再生促進センター（紙・印刷・プラスチック・ゴム製品統計月報） <http://www.prpc.or.jp/>

### リサイクルの流れ（例）



3Rの取組事例  
酒類製造業者の場合

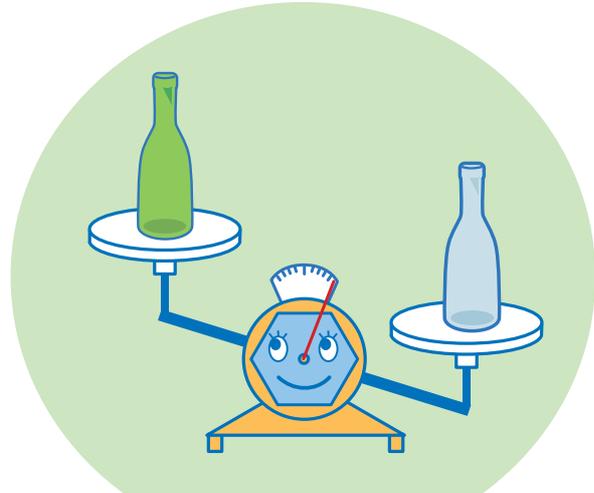


一升びん、ビールびん、規格統一びん等  
（「Rマーク」は、日本ガラスびん協会が  
認定する規格統一びんのマークです。）

リターナブルびんの利用  
規格統一びんの導入や利用の普及



自主回収の  
積極的な取り組み



びんや缶、ペットボトル等  
容器の軽量化



リサイクル原料を  
利用した容器の導入

### 3Rの取組事例 流通業者の場合

小売業者の方には、国が定める判断の基準となるべき事項に基づき、容器包装の使用の合理化のための取組を行うことが義務付けられています。



レジ袋の使用削減、  
簡易包装の推進



リターナブルびん  
の周知



消費者からの回収



一升びん、ビールびん、規格統一びん等

(「Rマーク」は、日本ガラスびん協会が  
認定する規格統一びんのマークです。)

環境にやさしい容器を  
利用した商品の取り扱い

## 小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

### 第一条（目標の設定）

その事業において容器包装を用いる事業者であって、小売業（各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食品小売業、自動車部分品・附属品小売業、家具・じゅう器・機械器具小売業、医薬品・化粧品小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業及びたばこ・喫煙具専門小売業に限る。）に属する事業を行うもの（以下「事業者」という。）は、容器包装の使用の合理化を図るため、当該事業において用いる容器包装の使用原単位（容器包装を用いる量を、売上高、店舗面積その他の当該容器包装を用いる量と密接な関係をもつ値で除して得た値をいう。）の低減に関する目標を定め、これを達成するための取組を計画的に行うものとする。

### 第二条（容器包装の使用の合理化）

事業者は、次に掲げる取組その他の容器包装の使用の合理化のための取組を行うことにより、容器包装廃棄物の排出の抑制を相当程度促進するものとする。

- 一 商品の販売に際しては、消費者にその用いる容器包装を有償で提供すること、消費者が商品を購入する際にその用いる容器包装を使用しないように誘引するための手段として景品等を提供すること、自ら買物袋等を持参しない消費者に対し繰り返し使用が可能な買物袋等を提供すること、その用いる容器包装の使用について消費者の意思を確認することその他の措置を講ずることにより、消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進すること。
- 二 薄肉化又は軽量化された容器包装を用いること、商品に応じて適切な寸法の容器包装を用いること、商品の量り売りを行うこと、簡易包装化を推進することその他の措置を講ずることにより、自らの容器包装の過剰な使用を抑制すること。

### 第三条（情報の提供）

事業者は、店頭において容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に資する事項を掲示すること、事業者自らが容器包装の使用の合理化のために実施する取組の内容を記載した冊子等を配布すること、その用いる容器包装に容器包装廃棄物の排出の抑制の重要性についての表示を付すことその他の措置を講ずることにより、消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための情報を提供するものとする。

### 第四条（体制の整備等）

事業者は、容器包装の使用の合理化を図るため、容器包装の使用の合理化のための取組に関する責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、容器包装の使用の合理化のための取組に関する研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

### 第五条（安全性等の配慮）

事業者は、第二条の規定に基づき実施する取組により容器包装の使用の合理化を図る際には、その用いる容器包装に関し、その安全性、機能性その他の必要な事情に配慮するものとする。

### 第六条（容器包装の使用の合理化の実施状況等の把握）

事業者は、その事業において容器包装を用いた量並びに容器包装の使用の合理化のために実施した取組及びその効果を適切に把握するものとする。

### 第七条（関係者との連携）

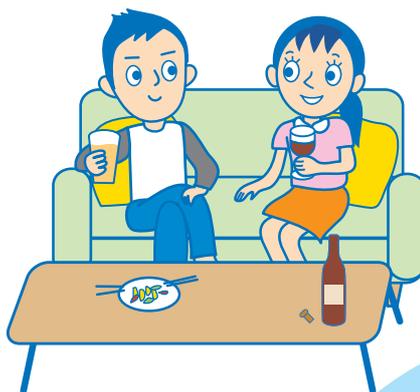
事業者は、容器包装の使用の合理化のための取組を効果的に行うため、国、関係地方公共団体、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図るよう配慮するものとする。

### 附則

この省令は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第七十六号）の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。



3Rの取組事例  
消費者の場合



決められた  
分別排出の励行



買い物袋の持参や  
簡易包装の励行



地域の回収拠点  
の利用



環境にやさしい容器を  
利用した商品の優先選択

# やっぱり、 リターナブルびん だよね！



は、  
日本ガラスびん協会が  
認定する規格統一びん  
のマークです。



飲んだ後は、  
お店に  
返却してね！

ビールびんくん



環境にやさしい  
わたしたちを  
選んでね！

いっしょう  
一升びんちゃん



やさしく  
取り扱ってね！

きかくとういつ  
規格統一びんくん

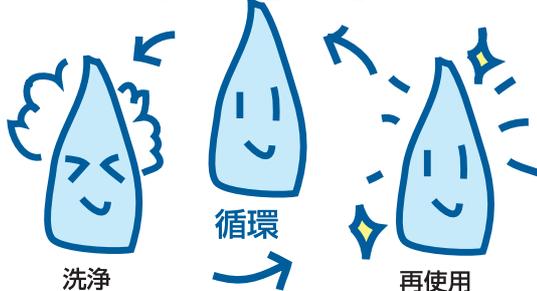
日本酒造組合中央会では、300ml、500mlの  
規格統一びんを導入しています。

## 「ワンウェイびん」と「リターナブルびん」の違い

### ワンウェイびん



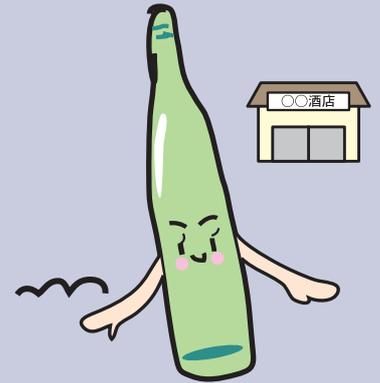
### リターナブルびん



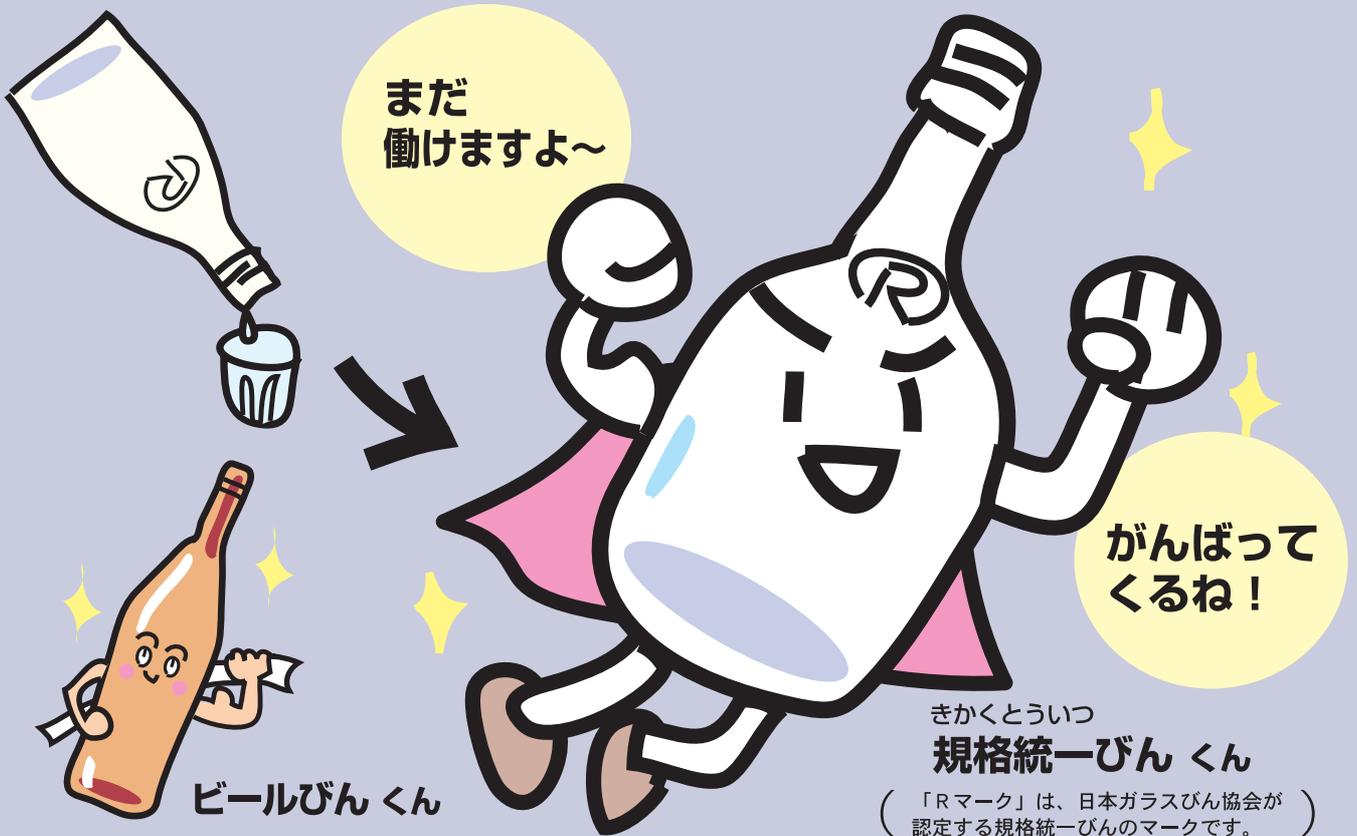
リターナブルびんは、ワンウェイびんに比べ環境にやさしいといわれています。

# 飲んだ後も よろしくね！

一升びんやビールびん、規格統一びんは繰り返し使用されています。  
びんのリユース(再使用)にご協力ください。



いっしょう  
一升びんちゃん



きかくとういつ  
規格統一びんくん

(「Rマーク」は、日本ガラスびん協会が認定する規格統一びんのマークです。)

よくすすいで、  
乾かしてから



お店に  
持っていく



または

集団回収などに  
持っていく



空きびんを出すときは、丁寧に取り扱いましょう

# 環境にやさしい容器を利用した商品を選びませんか！

## 例えば リターナブルびん



「Rマーク」は、日本ガラスびん協会が認定する規格統一びんのマークです。

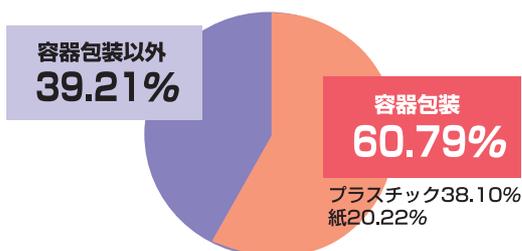


### 日本酒造組合中央会で導入している規格統一びん

リターナブルびんは、回収、洗浄することで、繰り返しリユース（再使用）が可能なガラスびんです。おなじみのビールびん、一升びんのほか、写真の規格統一びんなどがあります。

家庭ごみの約60%は  
「容器包装」です。

■家庭ごみ中の容器包装廃棄物の割合（平成17年度）



出展：環境省「容器包装廃棄物の使用・排出実態調査」

レジ袋が不要な場合は、  
店員に声をかけてください



レジ袋、  
結構ですよ。

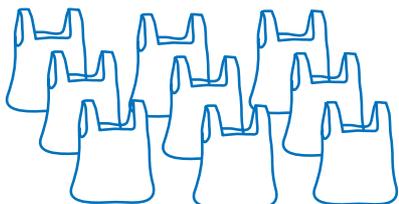
# レジ袋は 有償でおわけしています

容器包装による廃棄物を減らすため、  
レジ袋を有償にてご提供させていただいております。  
ご理解とご協力をお願いいたします。

できるだけ  
ごみを  
減らそう！



レジ袋の年間消費量は  
一人当たりおおよそ300枚  
ともいわれています。



お買い物には買物袋や  
マイバッグを持参しましょう。



# 資源有効利用促進法の概要

正式名称：資源の有効な利用の促進に関する法律

酒類容器等の3R

国税庁酒税課

## ●法律の目的

大量生産、大量消費、大量廃棄の状況を踏まえ、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生抑制及び環境の保全を目的としています。

## ●法律の概要

使用済物品等及び副産物の発生抑制や再生資源等の利用の促進に関する事項が規定されています。酒類業者の関連事項は、アルミ缶やPETボトルなどに分別回収するための表示が義務付けられています。

## ●表示義務がある者

表示が義務付けられた製品の製造、加工、販売を行う事業者（製造を発注する事業者を含む）

## ●表示が義務付けられている製品（注：酒類関係のみを記載）

1. 酒類が充てんされたスチール缶及びアルミ缶
2. 飲料・酒類・しょうゆ用のPETボトル
3. プラスチック製容器包装（2を除く）
4. 紙製容器包装（アルミ不使用の飲料用紙パック及び段ボール製の容器包装を除く）

## ●表示事項

1箇所以上に、次のマークを付すこととされています。

## ●罰則

表示を欠く場合には、主務大臣から勧告・公表・命令が行われ、その命令に違反する場合には50万円以下の罰金に処せられます。

## ●表示すべきマーク

### プラマーク



プラスチック製容器包装（飲料・酒類・しょうゆ用のPETボトルを除く）

### 紙マーク



紙製容器包装（アルミ不使用の飲料用紙パックおよび段ボール製の容器包装を除く）

### PETマーク



飲料・酒類・しょうゆ用のPETボトル

### アルミマーク



飲料・酒類用のアルミ缶

### スチールマーク



飲料・酒類用のスチール缶

## 自主基準マーク※

### 紙パックのマーク



アルミ不使用の飲料用紙パック

### 段ボールのマーク



段ボール

※自主基準マークとは、表示の法的義務はありませんが、関係業界団体が自主的にマークを採用し、表示しているマークです。

# 食品リサイクル法の概要

正式名称：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

酒類容器等の3R

国税庁酒税課

## ●法律の目的

食品に係る資源の有効な利用の確保と食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を図ることを目的としています。

## ●法律の概要

食品循環資源の再生利用等に関する基本的な事項や、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用の促進に関する事項が規定されています。

## ●食品関連事業者

食品関連事業者

- ・食品の製造・加工業者
- ・食品の卸売・小売業者
- ・飲食店および食事の提供を伴う事業を行う者

## ●対象となる食品廃棄物

- ・動植物性残さ [製造段階]
- ・売れ残り・食品廃棄 [流通段階]
- ・調理くず・食べ残し・食品廃棄 [消費段階]

## ●罰則

食品廃棄物等の発生量が、年間100トン以上の者で、再生利用等が著しく不十分である場合には、主務大臣から勧告・公表・命令が行われ、50万円以下の罰金に処せられます。

## 酒類業界の取組（例）

